

## 検討をお願いしたいこと

## 1 争点及び証拠の整理手続について

争点及び証拠の整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の3つの手続を置く現行法の規律を見直し、1つの争点等整理手続(仮称)に統合することの当否について御検討頂きたい。

(提案理由)

- (1) 現行法の下では、争点及び証拠の整理手続は、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続という3つの手続に区分され、それぞれ別個の規律が設けられている。準備的口頭弁論については、その法律上の性質は口頭弁論であり、行うことが可能な訴訟行為に制限はないが、公開の法廷で行われ、当事者が原則として期日に出頭することを要する。また、弁論準備手続については、原則非公開の手続であり、当事者の一方が出頭する必要がある、行うことが可能な訴訟行為は限定されている(法第170条)。さらに、書面による準備手続については、当事者の双方が期日に出頭することに障害がある場合を念頭に置いて設けられた手続であり、当事者の出頭を要しない一方で、主張を陳述したり証拠を取り調べたりすることはできない。このように、現行法の下では、争点整理手続を法廷で実施するか否かや、当事者の出頭を要するか否かといった観点から、3つの争点整理手続を用意し、手続ごとに、当事者が手続に関与することのできる形態、行うことが可能な訴訟行為が定められている。
- (2) しかしながら、IT技術が日進月歩で進展している状況の下では、ウェブ会議を活用することにより、当事者が現実に出頭しなくても、裁判所又は相手方と相応の臨場感をもったやり取りが可能となるところ、当事者の双方とも期日に出頭することに障害がある場合を念頭に置き、限定的な訴訟行為のみを許容する手続である書面による準備手続を維持する理由は失われつつあると考えられる。また、準備的口頭弁論は、社会の注目を集める事件や当事者が多数存在する事件等での利用を想定したものとされているが、これらの事件については、実際には準備的口頭弁論を利用せずに、口頭弁論期日で争点整理が行われる場

合が多く、当事者双方と法廷外で協議を行う必要がある場合には進行協議期日が活用されているとの指摘がある。これらを踏まえると、IT技術を活用した争点整理手続について、当事者の出頭の要否といった事情により手続を3つに区分して異なる規律を設ける理由に乏しく、見直しが必要であると考えられる。

また、現行法の下では、手続が区分されているため、例えば、事件が弁論準備手続に付されている場合において、当事者の双方が出頭せずに争点整理を行う必要が生じたときは、弁論準備に付する決定を取り消した上で、書面による準備手続に付する決定をすることになるが、争点整理の必要性が失われていないのに、手続を一旦取り消さなければならないというのは実態にそぐわないし、このような手続は迂遠であると考えられる。さらに、上記のように一つの事件で書面による準備手続と弁論準備手続とを行った場合、争点整理手続終了後の口頭弁論期日において弁論準備手続の結果の陳述（法第173条）と証明すべき事実の確認（法第177条）の双方の手続が求められるのか否かといった問題も生ずることになる。

そして、当事者の利便性を高めつつ、効果的・効率的に争点整理を行うという観点からは、手続を主宰する裁判所が、当事者の意見を十分に聴いた上で、事件の内容や進捗状況、当事者の状況等に照らして、口頭弁論期日を指定するか否か、口頭弁論以外の期日を指定するか否か、期日を指定せずに手続を進めるか否かといった手続の進行について選択することができるものとするのが合理的であると考えられる。これにより、例えば、争点整理の初期の段階で当事者が未だ証拠を収集している局面においては、期日を指定せずに提出期限を定めつつ手続を進めた上で、証拠の収集が終わり争点の範囲を確定する局面においては、期日を指定して、裁判所と当事者の双方とが口頭で議論を行い、尋問事項を調整するといったメリハリのある運用が可能となると考えられる。

- (3) 以上を踏まえると、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の3つの手続を置く現行法の規律を見直し、1つの争点等整理手続（仮称）に統合すべき十分な理由があると考えられる。また、1つの手続に統合することが難しい場合には、弁論準備手続と書面による準備手続とを統合することの当否

についても御検討頂きたい、

- (4) なお、IT技術を活用して争点整理を行うとすると、裁判所と当事者がメッセージ機能を利用して意思疎通を図る場合を始め、裁判所が当事者の一方と協議を行う場面が想定される。このような場面では、相手方はその内容を当然には知り得ないことから、相手方の手続保障を考慮する必要があると考えられるところ、裁判所が当事者の一方と協議を行う場合の規律の在り方についても御検討頂きたい（例えば、期日外における求釈明に関する規律（法第149条第3項）を参考に、裁判所が攻撃防御方法に重要な変更を生じ得る事項について当事者の一方と協議をした場合には、その内容を相手方に通知するといった規律が考えられる。）。

## 2 争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出について

争点及び証拠の整理手続の終結までに提出しなかった攻撃防御方法は、一定の例外要件を満たさない限り、その後の口頭弁論において提出することができないものとする事の当否について御検討頂きたい。

（提案理由）

- (1) 現行法の下では、争点及び証拠の整理手続終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、手続の終了前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならないものとされているが（法第167条、第174条、第178条）、攻撃防御方法を制限する規定は設けられていない。
- (2) しかしながら、これに対しては、争点整理手続を実効的なものとして整備する以上、手続終了後の攻撃防御方法を何らかの形で制限すべきことは理の当然であるとして、手続終了後の攻撃防御方法の提出を原則として制限する規定を新設すべきであるという指摘、充実した争点整理の手続とそれに続く集中証拠調べという現行法の規律の趣旨、理念からすると、争点整理の手続終了後における攻撃防御方法の提出を原則として許すことは、これを正当化すべき理由に乏しいという指摘、当事者主義的な争点整理を十分に機能させるためには争点整

理の手續終了までに提出しなかった攻撃防御方法の提出を制限するのが問題解決の近道であるという指摘等がされている。そして、ウェブ会議の活用により柔軟な期日指定ができるようになるほか、電磁的記録のアップロードによる提出が可能とされることなどにより当事者の攻撃防御方法の提出が容易になることに鑑みると、適時提出主義（法第156条）の実効性を確保する必要性はこれまで以上に高まるものと考えられる。

- (3) 以上を踏まえると、一定の例外要件を設けた上で、争点整理手續終結後の攻撃防御方法の提出を制限すべき十分な理由があるものと考えられる。また、上記の提案のような規律を設けることが難しい場合には、現行法の時機に後れた攻撃防御方法の却下に関する要件（法第157条）を修正して、却下することができる場合を拡げることの当否についても御検討頂きたい。
- (4) これに対しては、平成8年の民事訴訟法改正時に議論されたように、このような制限は仮定的な主張の濫発を招き、かえって争点整理の円滑な運用を妨げるとの指摘や、時機に後れた攻撃防御方法の却下（法第157条）の解釈運用により対処すれば十分であるとの指摘が考えられる。しかしながら、適時提出主義の実効性を確保する必要性がこれまで以上に高まるものと考えられることは上記のとおりである。また、時機に後れた攻撃防御方法の却下は、争点整理手續の終了に関する規律ではない上、故意又は重過失があることや訴訟の完結を遅延させることが要件とされているところ、却下の是非が問題となる事案でも、これらの要件が別途争点化してしまうため、十分に機能していないとの指摘がある。これらを踏まえると、手續終結後の攻撃防御方法の提出を制限すべき理由は存するものと考えられる。
- (5) なお、上記の提案の一定の例外要件としては、例えば、攻撃防御方法が職権調査事項に関するものである場合、問題となっている攻撃防御方法を争点整理手續において提出することができなかったことについて重大な過失がないことを疎明した場合が考えられる。